

中古住宅をご購入される方は、必ずご相談ください!!

平成30年4月1日から施行予定!



中古住宅をご購入される前に、

既存住宅状況調査技術者 による建物状況調査が必要です!

平成28年、宅地建物取引業法の改正により、既存住宅の主要構造部分・防水部分に関する、一定のインスペクションを建物状況調査として法律に位置付け、売買の仲介を行う宅建業者に対し、売主又は買主との媒介契約時に建物状況調査を行い、検査事業者のあっせんの可否を示すこと、一定期間内に建物状況調査が行われた既存住宅が取引される際には調査結果の概要を、買主に重要事項説明書として、書面に説明することが義務付けられます。

中古物件を売買される方が安心して取引できるよう義務付けられた制度です。

国土交通省「既存住宅状況調査技術者講習制度について」<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspection.html>

『既存住宅状況調査技術者』とは

国土交通省が策定した「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に準拠した、建築士・建築基準適合判定資格者が取得できる資格です。

既存住宅状況調査技術者講習を修了した（既存住宅状況調査技術者）は、国が定めた「既存住宅状況調査方法基準」に従い、既存住宅の調査を行います。

検査を受けることで

既存住宅売買瑕疵保険への加入が可能に！

既存住宅売買瑕疵保険

売主・買主が、安心して既存住宅を取得できるよう、建築士と建築基準適合判定資格者による検査と保証がセットになった、保険制度です。

「既存住宅売買瑕疵保険」に加入することで、将来も安心して過ごせますね。



世界に1つのマイホームだからこそ、 将来も安心・安全の暮らしを始めましょう♪



既存住宅状況調査技術者（木造）は何を調査するの？

【外部】

基礎・外壁 / 軒裏・屋根・バルコニー

【内部】

天井 / 小屋組 / 梁・内壁・柱・床・土台 / 床組・基礎

専門的な視点から、住まいの
状況を調査致します！



※調査内容は、保険会社によって異なります。